

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年1月18日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・前期）（28 監査第 111 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 解体工事に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>徳間地区の教職員住宅解体工事を現場実査したところ、隣接する教職員住宅を併せて解体することが望ましい事例があった。</p> <p>当該工事は、教職員住宅 1 棟を解体したものであるが、隣接地には、安全面・管理面から早期の解体が望ましい教職員住宅 1 棟が、解体されずに残されていた。</p> <p>当初計画は 2 棟とも解体予定であったが、アスベスト含有が確認され当初見込みよりも解体費用が多額となったため、平成 27 年度は 1 棟のみの解体となったものである。</p> <p>今回のように、2 棟併せての解体工事が可能な場合において、時期を分けて工事を行うことは、経費が高価になりかねず、また住宅等が隣接している場合は、解体工事に伴う騒音・振動等、周辺に与える影響も懸念される。</p> <p>今後、このような状況下においては、予算の流用及び補正などにより対応することも含め、コスト縮減及び周辺環境対策の意識の向上に努め、計画的かつ効果的な工事発注に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会総務課】</p>	<p>指摘事項については、本課職場研修会（平成 28 年 10 月 7 日）において、当該事象の報告をし、改めてコスト縮減及び周辺環境対策等について、更に意識付けをすることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会総務課)</p>